

入 札 公 告

以下のとおり一般競争入札に付します。

令和3年2月8日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 理事 坂本 修

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

①鹿児島事務所における令和3年度労働者派遣に関する基本契約

②那覇事務所における令和3年度労働者派遣に関する基本契約

(2) 仕 様 仕様書のとおり（入札説明書に付属）

2 契約期間等

(1) 契約期間 令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

(2) 履行場所

①独立行政法人農畜産業振興機構鹿児島事務所

鹿児島県鹿児島市西千石町17-3 太陽生命鹿児島第二ビル7階

②独立行政法人農畜産業振興機構那覇事務所

沖縄県那覇市久米2-4-14 JB・NAHAビル3階

3 競争に参加する者に必要な資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

(1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第6条及び第7条に該当しない者であること。

※「競争参加資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第32条第1項各号に該当する者を有資格者にししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準(平成23年8月25日付け23農畜機第2236号)の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

- (2) 入札時において、令和1～3年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における役務等に登録されている者であること。又は、令和1・2・3年度全省庁統一資格における役務の提供等に登録されている者であること。

- (3) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (4) 入札説明書に示す内容を理解できること。
- (5) 一般労働派遣事業または労働者派遣事業の認可を受けている者であること。
- (6) 次の各号のいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア プライバシーマークを取得していること。
 - イ 個人情報管理規程又はそれに準ずるものを社内で定めていること。
- (7) 契約候補者として特定された場合、契約時に機密保持契約書を締結できる者であること。
- (8) その他入札説明書で定める要件をすべて満たせる者であること。
- (9) 入札への参加を希望する者は、(2)、(5) 及び (6) の要件を満たしていることを示す資料を令和3年3月22日(月)17時までに、4に示す問い合わせ先に提出し、要件を満たしていることについて機構の確認を受けること。なお、提出方法は郵送、メール又はFAXとする。

4 問い合わせ先

東京都港区麻布台二丁目2番1号(麻布台ビル北館4階)

独立行政法人農畜産業振興機構 特産業務部 特産原料課 畔柳(クロヤナギ)

Eメール: akira.kuroyanagi(アットマーク)alic.go.jp

※(アットマーク)は「@」に置き換える

電話: 03(3583)8960

FAX: 03(3583)8758

5 入札説明書の交付

- (1) 日時 令和3年2月8日(月)から令和3年3月22日(月)(ただし、平日の12時から13時及び土日祝日を除く10時から17時まで。4の問い合わせ先に入札説明書交付希望の旨を連絡すること。交付方法は、郵送、メール又はFAXで対応する。なお、対面による交付は行わないものとする。)

(2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 特産業務部特産原料課

6 入札及び開札

(1) 日時 令和3年3月23日(火) 11時00分

(2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

(3) 郵便または信書便による入札について

本入札は、郵便または信書便による入札を行う。入札参加を希望する者は、入札説明書に定める入札書等の必要書類を、4の問合せ先に、引受日及び配達日が当該郵便または信書便を取り扱う事業者において記録される郵便または信書便(以下、「郵便等」という)により令和3年3月22日(月)17時までに必着となるよう提出すること。提出に際しては、予め4の問合せ先に連絡すること。

入札の公平性、透明性を確保するため、入札書については密封の上、上記担当者宛に郵便等により提出すること。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、入札書等の持参による提出は受け付けない。

郵便等を行うに当たっては、入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」、再度入札以降の入札書在中の封筒には「2回」「3回」等記載して、それらをまとめ、別の封筒に封入すること。

(4) 開札

入札終了後、直ちに行う。

落札者は最低価格落札方式により決定する。

開札は入札者(代理人を含む)を立ち合わせて行うこととするが、開札に立ち会う入札者がいない場合は、入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせる。

なお、1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内での入札が無い場合、再度入札を行うことがある。

入札結果は、提案実施責任者全員に、電話又はメールにて開札後1週間以内に通知する予定である。

(5) その他

入札は、1の(1)に示す件名ごとに、派遣労働者一人1時間当たりの単

価により行う。なお、複数の入札に参加することも可能。

7 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
と又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供する情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2）第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他 詳細は入札説明書による。